

# ウラジオストクにおける歌舞伎踊り公演及びサンクトペテルブルク国際経済フォーラム2018における日本文化行事の実施に関する企画競争についての説明書

本件企画競争への参加を希望する者は、以下に記載する内容を十分理解した上で、企画書等を提出して下さい。

## 1. 業務の背景・目的

### (1) ウラジオストクにおける歌舞伎踊り公演

ア 2016年12月の日露首脳会談の際に、本年、日露両国で「ロシアにおける日本年」・「日本におけるロシア年」を同時開催することが決定、発表された。その際、両国外務大臣が署名した日本年・ロシア年に関する覚書において、政治、経済、文化、教育、科学、スポーツ、青年交流、自治体間交流等の幅広い分野において行事を開催し、両国国民の相互理解を促進することとされている。

イ これを受けロシア各地における行事の開催が期待されており、今般の「ロシアにおける日本年」の枠組みの中で、地理的にも歴史的にも日本に近い沿海地方の州都であるウラジオストクにて、日本伝統舞踊や舞台演劇の公演を実現させることについて現地行政府や一般市民から強い期待が寄せられている。近年急激に芸術文化が発展しているウラジオストクにおいて、過去の日本文化イベントで和楽器の演奏は行われていたが、近年、日本伝統舞踊や劇は開催されていない。

ウ これを踏まえ、歌舞伎座ソ連公演90周年にあたる本年、演劇を通じた日露交流の歴史紹介、歌舞伎舞踊の披露、所作のマスタークラス、青少年交流を行い、当地で触れることが僅少な日本伝統舞踊及び演劇を紹介し、日本の伝統芸能の素晴らしさを実際に体験してもらうことで、現地行政府等の要人を始め、ウラジオストク市民の幅広い関心と呼び寄せ、対日関心の向上及び親日家の拡大に繋がる効果を持つことが期待される。

### (2) サンクトペテルブルク国際経済フォーラム2018における日本文化行事

ア サンクトペテルブルク国際経済フォーラムは、ロシア政府のイニシアティブにより毎年実施されている国際経済フォーラムであり、1997年から毎年開催され、近年は開会式にプーチン大統領が出席している。

イ 平成29年9月の日露首脳会談（於ウラジオストク）でのやりとりを踏まえ、我が国は、平成30年5月24～26日に開催予定の本フォーラムにゲスト国として参加することとなった。同フォーラムのゲスト国に対しては、自国の文化を紹介する行事の実施が求められているところ、同フォーラム開催期間中に我が方主催の文化行事として以下2.(2)の事業を実施することとした。

ウ また、本年は日露両首脳の合意により「ロシアにおける日本年」・「日本

におけるロシア年」が開催されることとなっており、我が方としては広くロシア国民を対象として、政治、経済、文化、教育、科学、スポーツ等の幅広い分野で行事を開催する必要がある、ロシア第二の都市であるサンクトペテルブルクにおいても主要行事を実施していくことが期待されている。

エ さらに、下記2(2)アの公演直後に、同一のグループに更にサンクトペテルブルク市中での公演を行うことにより、文化分野における両国間の交流を更に活発化させる効果を持つものと考えられる。

## 2. 業務の内容

### (1) ウラジオストクにおける歌舞伎踊り公演

別紙仕様書のとおり。

### (2) サンクトペテルブルク国際経済フォーラム2018における日本文化行事

#### ア サンクトペテルブルク国際経済フォーラム内での文化行事

(ア) 公演期間：2018年5月24日又は25日のいずれか1日（日程はロシア側と調整中）。

(イ) 開催都市・会場：サンクトペテルブルク市内の①マリンスキー劇場コンサートホール、②国立アカデミーカペラ、③サンクトペテルブルグ・フィルハーモニア協会のいずれかから、フォーラム主催者が選定する。

(ウ) 事業概要：ゲスト国である日本の文化芸術を紹介するにふさわしい演者（例えば、和楽器演奏家グループであるAUNJ クラシック・オーケストラなど）を本邦から派遣し、上記日時に文化行事を開催する。公演に際しては、プレスカバレッジを可能な限り多く確保する。

#### イ サンクトペテルブルク市中での文化行事

(ア) 日時：2018年5月27日（予定）。

(イ) 開催都市・会場：サンクトペテルブルク市内の適当な劇場（収容人数は、500～1000名程度を想定。）から、企画競争参加者が確保する。

(ウ) 事業概要：サンクトペテルブルク国際経済フォーラム終了後に、「ロシアにおける日本年」の主要行事の一つとして、市内在住の一般観衆を対象とし、同フォーラムにて文化行事を実施した同一演者による追加公演を実施する。公演に際しては、プレスカバレッジを可能な限り多く確保する。

#### (注) 経費負担について

- 演者のサンクトペテルブルク市内における宿泊ホテルの部屋、演者のサンクトペテルブルク市内での移動に係る車、公演会場の確保、演者のサンクトペテルブルクまでからの往復航空賃（荷物の超過料金を含む）、演者に対する出演謝礼、フォーラム主催者側が提供する会場にない追加的な設備・機材等（必要な場合のみ）に要する費用については、企画競争参加者側が負担する

ことから、概算見積額に算入すること。

- なお、サンクトペテルブルク国際経済フォーラム内での文化行事の会場は、フォーラム主催者側が選定するが、無償の提供ではなく、通常料金からの割引価格で提供するとしている。

現時点では会場は未定であるため、いずれの会場となっても対応可能な金額を計上すること。また、上記の経費負担については、フォーラム主催者側との調整の結果、今後、若干の変更が生じる可能性も排除されない。

### 3. 提出する書類

- (1) 業務履行保証書 1部
- (2) 企画書 5部（うち、正本1部、写し4部。様式適宜。）
- (3) 経費概算見積書（原本提出の際は、別封筒に厳封） 1部
- (4) 会社（団体）概要（日本語又は英語。既存のパンフレット等でも良い。）  
1部

### 4. 企画書に記載する内容

次の事項を、可能な限り具体的かつ詳細に記載のこと。

- (1) 実施の方針
- (2) 実施の方法
- (3) 実施する内容
- (4) 実施に向けたスケジュール
- (5) 実施に向けた人的体制

留意事項：公平な審査のため、企画書の写し4部については、会社（団体）名のほか、応募者が特定できる情報は削除（該当部分を黒塗り等）すること。削除すべき情報の具体例は以下のとおり。

- 応募者（会社（団体））名
- 会社（団体）代表者名
- 応募者が特定される関連団体・付属組織等の名称
- 会社（団体）の役員、業務従事者等の中で、事業の関連業界等において著名な者で、容易に応募者が特定される者の氏名、写真
- 会社（団体）の著作物（ロゴマーク、商品ブランド、刊行物等）の中で、事業の関連業界等において広く知られている物で、容易に応募者が特定される物の名称や写真

### 5. 予算額

それぞれ米貨下記総額を上限額とし、上限額を超える企画は採用できない（1セント未満の端数は切り捨て。上限額には、付加価値税、その他本件業務に係る一切の経費を含む。）。

- (1) 米貨305,910ドル（ウラジオストクにおける歌舞伎踊り公演）
- (2) 米貨405,357ドル（サンクトペテルブルク国際経済フォーラム2

## 018における日本文化行事)

留意事項：運営管理費は10%を上限として計上することができる。なお、業務実施に必要な企画競争参加者の通信費及び消耗品費は上記予算から支出することとする。なお、見積書を作成する際には別紙参考情報を参照すること。

### 6. 審査方法等

- (1) 提出された企画書等をあらかじめ定めた審査基準（別紙「採点表」参照）により審査を行い、最高得点を得た企画を採用する（合格基準点60点）。なお、第1位の得点を得た企画と僅差（第1位の得点の5%以内）の企画がある場合は、同等の評価を得たものと見なし、見積価格の最も低い企画を採用する。
- (2) 審査結果については、2018年3月下旬～4月上旬を目処に、この企画競争に参加したすべての者に対し、書面で通知する。
- (3) 在ロシア日本国大使館は、企画が採用された者（業務受託者）を含め、この企画競争への参加者に対し採点・審査結果の理由等について説明することはしない。当該参加者は、これに対し異議を申し立てることができないものとする。

### 7. 個人情報の保護

- (1) 業務受託者は、業務の過程において取得し保有する個人情報（以下、「当該個人情報」という。）について、業務委託契約の期間中又は終了後のいかなる場合もその秘密を保持する義務を負うとともに、業務遂行の目的以外の目的のために利用してはならない。
- (2) 業務受託者は、当該個人情報を複製する必要がある場合には、その部数を必要最小限にしなければならない。
- (3) 受託者は、不要となった当該個人情報を速やかに廃棄しなければならない。契約の終了時も同様とする。
- (4) 受託者は、当該個人情報の漏洩等の事案が発生し又はそのおそれがある場合には、当該事案の発生した経緯、内容、被害状況等を調査し、速やかに在ロシア日本国大使館に報告しなければならない。

### 8. その他の留意事項

- (1) 本件企画競争の公示に記載されている内容（参加資格、企画書等提出期限等）を十分確認すること。
- (2) この企画競争に参加を希望する者は、上記3の文書のいずれかを提出しない場合、虚偽の記載をしたことが明らかとなった場合又は記載に反することをを行った場合は、この企画競争に参加する又は業務受託者に選定され

る資格を失うものとする。

- (3) 業務受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託してはならない。
- (4) 業務受託者は、第三者が既に有するものを除き、本業務に関する文章や写真等のすべての著作権（日本国の著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を外務省に譲渡するものとし、在ロシア日本国大使館を通じて外務省の事前の許可を得ることなく、本業務に関する文章や写真等を利用し、公表し、又は第三者に提供・開示等することはできない。
- (5) 業務受託者は、本業務履行中に生じたハイジャック等を含む航空機事故等不慮の事態に関する責任につき、これを在ロシア日本国大使館又は外務省に問わないものとする。

(了)